

地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク取扱要領

(制定) 令和 3 年 3 月 1 日付 2 環地地第 466 号

(目的)

- 第 1 条 この要領は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 5 条の 4 に規定する東京都地球温暖化対策指針（平成 21 年度東京都告示第 989 号。以下「指針」という。）第 2 編第 5 5 の規定に基づき評価された地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者、地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者及び再生可能エネルギーの利用実績が優良な事業者（以下「地球温暖化対策優良事業者」という。）が、地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この要領は、前項に規定する目的で、第 2 条に規定するロゴマークを著作物として使用する場合に限り適用するものとし、第 5 条第 1 項から第 3 項までに当たらない使用及び商標権（出願番号：商願 2021-001775 登録名称：地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク）の使用については適用しない。

(定義)

- 第 2 条 ロゴマークは、次の 2 種類とする。
- (1) 地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク（通常版）（以下「通常版」という。）
 - (2) 地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク（再エネ版）（以下「再エネ版」という。）
- (1)(2)とも、別添「地球温暖化対策優良事業者ロゴマークデザインガイドマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるとおりとし、改変は認めない。

(通則)

- 第 3 条 ロゴマークの使用については、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(使用目的)

- 第 4 条 ロゴマークは、地球温暖化対策報告書制度及び地球温暖化対策優良事業者の取組実績を広く認知させる目的で使用するものとする。

(使用の範囲)

- 第 5 条 通常版は、指針第 2 編第 5 5 の規定に基づき評価された地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者（S ランク）及び地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者（S S ランク）が使用できるものとする。
- 2 再エネ版は、指針第 2 編第 5 5 の規定に基づき評価された再生可能エネルギーの利用実績が優良な事業者（★）が使用できるものとする。
- 3 ロゴマークは、次のものへの表示に限り使用することができる。
- (1) 地球温暖化対策優良事業者に係るパンフレット、看板、ポスター、チラシ又は名刺
 - (2) 地球温暖化対策優良事業者に係るホームページ（ソーシャル・ネットワーク・サービスを含む）。

以下同じ。)

- 4 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (2) 都の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (4) 前条の使用目的に鑑みて不適當であると認められる場合
 - (5) 地球温暖化対策優良事業者以外の事業者を地球温暖化対策優良事業者であると誤認させると認められる場合
 - (6) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者が使用する場合
 - (7) ロゴマークを使用しようとする事業者のPRのためではなく、資金調達の一環として使用するなど当該事業者の事業全体を都が保証しているかのような、使用目的から外れた使用をする場合
 - (8) その他不適當であると都が認める場合

（使用の承認）

第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、別記第1号様式による地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク使用申請書を都に提出し、その承認を受けなければならない。

2 都は、ロゴマークの使用を承認するときは、別記第2号様式による地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク使用承認書を申請者に交付するとともに、年度及び評価結果を付したロゴマークの電子データを申請者に送付するものとする。

3 申請者は、都からの別記第2号様式による通知後でなければロゴマークの使用を開始することができない。

また、都が承認した使用期間満了後はロゴマークを使用することができない。

（使用上の留意事項）

第7条 ロゴマークの使用上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 別添デザインガイドマニュアルを遵守すること。
 - (2) 前条第1項の規定により承認を受けた者は、第三者がロゴマークを不正に使用できないよう適正な管理を図ること。
 - (3) 前条第2項の規定によりロゴマークの電子データを受理した者は、ロゴマークの年度及び評価結果を変更し、又は削除しないこと。
 - (4) 都が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) ロゴマークの使用を承認された使用目的及び使用方法のみで使用し、都の指示する使用条件に従うこと。
- 2 ロゴマークをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないように対策を講じなければならない。
- 3 ロゴマークの使用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わない。

(著作権使用料)

第 8 条 この要領に基づくロゴマークの使用に係る著作権使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第 9 条 都は、ロゴマークの使用承認を受けた者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(使用承認の取消)

第 10 条 都は、ロゴマークの使用承認を受けた者がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められる場合は、当該使用承認を取り消し、当該使用承認に係る製作物の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物を使用してはならない。

3 第 1 項の規定により製作物の回収を命ぜられた者は、速やかに当該製作物を回収しなければならない。

4 都は、第 1 項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(著作権の帰属)

第 11 条 ロゴマークの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は都に帰属する。

(所管)

第 12 条 この要領に係る事務は、東京都環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課が所管する。

(その他)

第 13 条 この要領に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日付 2 環地地第 466 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式

年 月 日

東京都環境局

地球環境エネルギー部長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク使用申請書

地球温暖化対策優良事業者ロゴマークを使用したいので、地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク取扱要領（以下「要領」という。）第6条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、要領に定める事項を順守します。

記

1 事業者番号

2 評価結果

年度 ☐ S S ★ランク ☐ S S ランク ☐ S ★ランク ☐ S ランク

3 申請対象（使用を希望するロゴマーク種別を選択してください。）

☐ 通常版 ☐ 再エネ版

4 使用目的

5 使用方法（使用デザイン案等概要が分かる資料を添付してください。）

6 数量または使用期間

☐ 数量（ ） ☐ 期間（ から まで）

7 その他（連絡先等）

年 月 日

殿

東京都環境局地球環境エネルギー部長

地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあった使用申請については、地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク取扱要領第6条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 年度及びロゴマーク種別

年度 ☐通常版 ☐再エネ版

2 使用の範囲

使用の範囲は、地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク使用申請書のとおりとする。

3 使用条件

- (1)「地球温暖化対策優良事業者ロゴマークデザインガイドマニュアル」を遵守すること。
- (2)ロゴマークに付された認定年度及び評価結果を変更し、又は削除しないこと。
- (3)使用期間満了後、ロゴマークの電子データを速やかに削除すること。
- (4)ロゴマークの使用に当たって、地球温暖化対策優良事業者以外の事業者を地球温暖化対策優良事業者であると誤認されないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (5)ロゴマークの使用状況について、都から報告又は調査を求められたときには、これに応じなければならない。
- (6)都による報告又は調査の結果、ロゴマークの使用が適切でないと認められるときは、承認を取り消すことがある。

4 その他の許諾条件

本著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は都に帰属し、著作権使用料については無償とする。